

介護保険事業者等における事故等発生時の報告取扱要領（2026. 8改定）**1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス**

介護保険事業者及び予防給付基準サービス事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告の範囲

事業者は、次の(1)～(4)の場合、市へ報告を行う。

(1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生

ア 「サービスの提供による」とは、送迎、通院等の間の事故も含む。また、在宅介護の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。

イ ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについては、市に対しても報告すること。

ウ 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失によるケガであっても、イに該当する場合は報告する）。

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる恐れがあるとき）は、市へ報告する。

オ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、市へ連絡もしくは報告書を再提出すること。

(2) 食中毒及び感染症等の発生

感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1、2、3類とする。

ただし、感染症胃腸炎（ノロウイルス）や疥癬の発生など、利用者等に蔓延するおそれのある場合や新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの報告を健康福祉事務所（保健所）に行った場合又は当該報告を行わない場合であっても事業者の判断で休業を行うなどサービス提供の継続に支障をきたすような場合も、市へ報告する。

また、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うほか、保健所等と連携・協力して対応すること。

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故など）について報告する。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生**3 報告の手順**

(1) 事故後、事業者は、速やかに市へ原則メール又は電子申請で報告することとする。（第1報）

第1報は、少なくとも別添様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

(2) 事故処理の経過についても、原則メール又は電子申請で適宜報告する。

- (3) 事故処理の区切りがついたところで、別添様式内の 7 以降を記載し原則メール又は電子申請で報告する。
- (4) メール又は電子申請による報告が出来ない場合は、FAX・郵送による報告とするが、個人情報の保護に留意すること。

4 利用者等への説明

事業者は、事故発生後、利用者やその家族に次の内容を説明しなければならない。

- (1) この要領に基づき「事故報告書」を作成し、市へ提出すること。
- (2) 提出後の事故報告書が個人情報以外を事故例として兵庫県に報告される場合があること。
- (3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容（例：事業者名簿）が公開される場合があること。

5 報告の書式

別添「事故報告書」を標準とする。

6 報告先

事業者は、2 で定める事故が発生した場合、3、4 の手順により次の両者に報告する。

- ア 被保険者の属する保険者
- イ 事業所・施設が所在する保険者

7 報告を受けた場合の対応

報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行う。

この場合、当該被保険者の属する保険者が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業所・施設が所在する保険者と連携を図る。

8 報告要否フロー（はい・あり：→、いいえ・なし：- ->）

